

3府生ご第365号
令和4年2月18日

府中市廃棄物減量等推進審議会
会 長 様

府中市長 高野 律雄

府中市廃棄物減量等推進審議会への諮問について

府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第3条第5項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 一般廃棄物処理基本計画の改定に伴う今後のごみ処理のあり方について
- 2 答申期限 令和5年1月下旬

諮問の趣旨

本市においては、現在策定作業を進めている第7次府中市総合計画の中で、「市民一人ひとりの意識向上による、ごみの発生抑制を習慣化すること」と、「製品の製造から廃棄に至る過程において市民・事業者・市が再利用や再資源化に努め、循環型社会を形成すること」を目的として、「市民一人1日あたりの燃やすごみの削減」などを目標に掲げ、ごみの減量やリサイクルを含む3Rの推進のための各種施策を、継続して展開しているところです。

一般廃棄物の適正処理やごみの発生量及び処理量の見込み、ごみの排出抑制のための方策に関する事項などにつきましては、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定し、具体性を持たせて推進することとされております。

この一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10年から15年先におき、中長期的なごみ処理のあり方やごみ減量施策等について、その基本的な方針を明確にするもので、概ね5年ごとに見直すこととされておりますが、現行の計画が策定から約4年経過していることから、国のごみ処理基本計画策定指針の基準に従い、令和4年度末までに見直しを行うものです。なお、新計画の計画期間は令和5年度から14年度までの10年間となります。

今回の改定にあたりましては、廃棄物処理をめぐる昨今の社会情勢や市民の要望などを踏まえた上で改定してまいります。委員のみなさまにおかれましては、この改定に際して、市民生活に密着した案件であるごみ処理のあり方等について、市民・事業者・学識経験者それぞれのお立場で、幅広い観点からご意見を頂戴いたしたく、府中市廃棄物減量等推進審議会に、諮問するものです。